



「情報通信審議会 情報通信技術分科会 I Pネットワーク設備委員会 第五次報告（案）」 に対する意見

2021年8月3日

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下、「BSA」）は、総務省（以下、「貴省」）の「情報通信審議会 情報通信技術分科会 I Pネットワーク設備委員会 第五次報告（案）」（以下、「報告案」）に対して、以下の意見を提出する機会を与えられたことに感謝します。

総論

BSA は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。BSA の会員は、クラウドコンピューティング、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、また、その他の新たなイノベーションをもたらす製品やサービスなど、世界経済の成長を促進するソフトウェアを活用した技術革新の最前線にいます。

BSA は、通信事故の報告と検証に関する現行制度を見直し、通信サービスとネットワークの安全・信頼性の向上に向けて貴省が取り組まれていることを高く評価しています。貴省の目標を支援するため、以下、意見を述べさせていただきます。

¹BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。BSA の会員は世界でも最もイノベーティブな企業で構成されており、経済を活性化させ、現代生活を向上させるソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントンDCに本部を置き、30カ国以上で活動するBSAは、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンス・プログラムを先導し、技術革新の推進とデジタル経済の成長を促す公共政策を提唱しています。詳しくはこちら (@BSAnews) をご覧ください。

BSA の活動には、Adobe, Altium, Amazon Web Services, Atlassian, Autodesk, Aveva, Bentley Systems, Box, Cisco, CNC/Mastercam, Dassault, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Nikon, Okta, Oracle, PTC, Rockwell, Salesforce, ServiceNow, Siemens Industry Software Inc., Slack, Splunk, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, Workday, Zoomが会員企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

提言

IV. 第2章 2.2 通信事故の報告制度の見直しの在り方 / 2.2.2 重要インフラ分野に提供される通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方

報告案の2.2.2では、リスクの量的・質的な変化や、複数のステークホルダーへのリスクの拡大について説明しており、重大な事故、インシデント等の範囲や、迅速な報告の対象を見直す必要があるとしています。このような観点から、報告案では、影響を受けるユーザー数を詳細に検討する一方で、報告の優先順位をより高めるために質的な要素を追加する必要性についても言及しています。通信事故の基準を明確にしようとする貴省の意図を十分に理解しつつも、社会的な影響が最も大きい事故が優先的に報告され、分析・評価されるためには、貴省が質的な要素を重視することを奨めます。影響を受けたユーザー数のみに委ねられた報告ルールでは、エンターテインメント関連の通信など、広く利用はされていても、絶対不可欠ではない通信を捕捉し、優先する結果となり、緊急対応者にとって不可欠であり、又、そのサービスが長時間停止となることで人命の損失を含む重大な結果を招く可能性のあるサービスが見落とされる可能性があります。貴省には、これらの要素を考慮し、検討を行って頂くことを奨めます。

2.2.2 / (4) 通信サービスとしてのクラウドサービスの通信事故による、重要インフラサービス障害のうち通信サービス・ネットワークの通信事故の場合における通信事故の報告制度の在り方

また、報告案では、クラウドサービスが重要インフラ（以下、「CI」）との結びつきを強めており、報告制度の対象となり得ると説明しています。しかし重要なのは、リスクを管理するために、安全確保の確立と維持において、クラウドサービス事業者（以下、「CSP」）とその顧客が、クラウド運用において異なる責任を負う、クラウドサービスにおける「責任共有モデル」が認識されていることです。このモデルを理解することで、管理している環境のどの側面にどの事業者が責任を持ち、説明責任を果たすべきなのかが明確になります。CI事業者の直接管理下にあるインフラやプラットフォーム上で稼働するアプリケーションやデータはCSPには可視化されてないことが多く、本報告制度によってリスクを効果的に軽減させるには、CSPに報告義務を誤って負わせるのではなく、クラウドサービスを利用しているCI事業者が主たる義務を負い、自らの業務に影響を与えるクラウドサービスの機能停止について報告し、その機能停止が自らの業務に影響を与える影響を分析・評価するような制度整備に注力することを推奨します。CSPは、どの顧客がCSPのサービスを利用して自身の顧客に通信サービス提供しているかを確認する立場にはないのです。

さらに、報告案でも正しく記載されているように、クラウドサービス利用者は、単一又は複数のデータセンタ、さらには複数のリージョンで、自ら機能やサービスを取捨選択して利用することができます。クラウドサービスの選択によって自社のIT環境がどのように変化するか、

また、特定の用途において適用される法や規制を確認する上で、最も適した立場にいるのは、CSPではなく、これらの利用者です。

また、CSPとCI事業者との関係、当事者間の特定の契約上の取り決め、および該事故の性質によっては、CSPがそのような機能停止や事故を直接、貴省に効果的に報告できない場合があります。

特定の機能停止については、CSPがそもそも認識できない場合もあり、機能停止や事故が顧客に与える影響についての分析・評価力をさほど持ち合わせておりません。また、CI事業者が、CSPとの契約に基づき、事故や機能停止に関連する情報をCSPから提供してもらうことが必要な場合があります。事故に関する情報を直接CSPから貴省に報告することを求めることは、CSPとCIの顧客との間の契約上の取り決め抵触する可能性もあり、CSPは詳細な情報を第三者と共有することを禁止されていることもあります。

いかなる報告制度においても、事故や機能停止を評価・報告する上でCI事業者が果たす主たる役割を認識することは、該当するCIにおける事故や機能停止の実際の影響を貴省がタイムリーに把握することに貢献し、CSPとその顧客が担う関連する責任を明確にすると考えます。CI事業者がインフラ・サービスを提供しているCSPは、顧客の事故報告義務を支えるために、サービス可用性ダッシュボードやサービス分析レポートなどのクラウド・ベースのサービス提供をしています。これらのツールは、CI事業者である顧客が自らの顧客や貴省に対して、電気通信事業法に基づき、適切で正確な情報を報告することを支援しています。報告案にあるように、CSPとクラウドサービスの利用者であるCI事業者が協力し、双方向のコミュニケーションを通じて、クラウドサービスの障害によるクラウドサービスの利用者側の影響の把握やそれを踏まえた対応をとることが重要です。

貴省が、現行の報告・検証制度の改善に向け、対象をCSPに拡大するかどうかの検討も含めて、幅広い関係者と協力して意見を募り、想定される制度が効果的で実行可能なものになるようにすることを期待します。クラウドサービスの提供形態（IaaS、PaaS、SaaSなど）には大きな違いがあり、事故によるCIの顧客や社会全体への影響は、クラウドサービスの形態やその他多くの要因によって異なります。CI事業者がより多くの作業をクラウドに移行する中、CSPに影響を与えるような新たな要件設定を検討する際には、事前に、意識的にCSPを関らせることを奨めます。これにより、CSPに不要な要件を課すことが避けられ、CIのための安全で信頼できる通信サービスとネットワークを促進することが可能になります。様々なステークホルダーと十分に協議し、最善の方法を貴省が検討することを推奨します。

このような取り組みを推進するために、貴省や関連するステークホルダーと協力し、教育啓発活動などを通じてクラウドサービス利用者の意識を高め、責任共有モデルにおける情報共有のベスト・プラクティスを特定また発展させる機会を、BSAと会員企業は歓迎します。また、報

告制度として国際的に認知された業界標準の価値を、貴省にて引き続き認めることを奨励します。

結語

上記意見が、報告案を最終的に確定する上で、また、報告・検証制度の今後の方向性を引き続き検討する上で有効であれば幸いです。変化するリスク環境によりよく対応し、備えるために、貴省と協力しながら制度改善していけることを期待しています。本意見に関して、ご質問がある場合又はより詳細に議論をされたい場合には是非ご連絡下さい。